



平成 29 年 6 月 2 日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成 29 年 3 月 10 日に公布・施行された「平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、本日（6 月 2 日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部を震源とする地震による災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定するものです。

I 激甚災害（局激）の追加指定と適用措置

とうはくぐんほくえいちよう
鳥取県東伯郡北栄町を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条第1項、第3項、第4項)

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 今後の予定

6 月 7 日（水） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成28年等局地激甚災害及び適用措置

| 自然現象及び 災害期間 | 対象地区 | | | | | 適用措置 | | |
|-----------------------------------|-----------|------|---------|----------------|----------|----------|---|---|
| | 都道府 県名 | 郡名 | 市町村名 | 3条 4条 | 5条 | 24条 | | |
| | | | | 公共 土木 施設 | 農地 等 | 小災 害債 | | |
| 平成26年8月1日から 平成28年7月28日までの地滑り | 高知県 | 吾川郡 | あがわぐん | 仁淀川町 | によどがわちよう | | ○ | ○ |
| 平成26年8月1日から 平成28年1月20日までの地滑り | 高知県 | 高岡郡 | たかおかぐん | 津野町 | つのちよう | | ○ | ○ |
| 平成27年9月7日から 平成28年7月11日までの地滑り | 静岡県 | | | 藤枝市 | ふじえだし | | ○ | ○ |
| 平成27年12月10日から 平成28年9月30日までの地滑り | 徳島県 | 美馬郡 | みまぐん | つるぎ町 | つるぎちよう | | ○ | ○ |
| 平成28年4月6日から同月7日までの豪雨 | 長野県 | 北安曇郡 | きたあずみぐん | 小谷村 | おたりむら | | ○ | ○ |
| | 高知県 | 安芸郡 | あきぐん | 北川村 | きたがわむら | | ○ | ○ |
| 平成28年6月29日から10月31日までの地滑り | 徳島県 | | | 三好市 | みよしし | | ○ | ○ |
| 平成28年10月21日の地震（鳥取県中部を震源とする地震） | 鳥取県 | 東伯郡 | とうはくぐん | 北栄町 | ほくえいちよう | ○ | | ○ |

※網掛け部分は平成29年3月10日に公布・施行済み